

兵庫県公報

令和2年10月6日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（復興支援課）	1
告 示	
○ 令和2年兵庫県告示第622号の2（有害玩具類等の指定）の一部改正（青少年課）	1

公布された法令のあらまし

- 兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（規則第42号）
兵庫県住宅再建共済制度条例の一部改正に伴い、一部損壊の字句を準半壊に改める等規定の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第42号

兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則（平成17年兵庫県規則第70号）の一部を次のように改正する。
第4条中「以下」を「次条において」に、「同条第2項」を「条例第4条第2項」に改め、同条第2号及び第4号中「一部損壊」を「準半壊」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

兵庫県告示第1041号の2

令和2年兵庫県告示第622号の2（有害玩具類等の指定）の一部を次のように改正する。
令和2年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

表を次のように改める。

種 類	品 名	形状、構造又は機能	指 定 理 由
玩 具 類	ボーガン (クロスボウ、銃砲型近代洋弓)	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの (1) 当該ボーガンの弦を引い	当該玩具類は、人体に危害を及ぼすおそれがある構造又は機能を有するものであり、青少年に所持させることは、その健全な育成を阻害するものと認められる。

		<p>た状態に保持された弦にかかる重量が10ポンド以上のもの</p> <p>(2) 当該ボーガンに矢を装填し、発射した場合において、当該発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm²以上のもの</p>	
--	--	---	--